

総合事業サービスの利用のしかた

お問い合わせは...

長浜市高齢福祉介護課 65-7789
各地区地域包括支援センター

相談



お住まいの圏域の地域包括支援センターに、希望するサービスや、お困りごとなどについてご相談ください。

地域包括支援センター

名称	場所	TEL
南長浜地域包括支援センター (担当地域 長浜・六荘・西黒田・神田)	長浜西部福祉ステーション (朝日町19-3)	65-8352
神照郷里地域包括支援センター (担当地域 神照・南郷里・北郷里)	長浜北部福祉ステーション (神照町288-1)	65-8267
浅井びわ湖地域包括支援センター (担当地域 浅井・びわ・虎姫)	虎姫生きがいセンター (宮部町3443虎姫支所)	73-2653
湖北高月地域包括支援センター (担当地域 湖北・高月)	高月福祉ステーション (高月町西物部73-1)	85-5702
木之本余呉西浅井地域包括支援センター (担当地域 木之本・余呉・西浅井)	長浜市立湖北病院 (木之本町黒田1221)	82-3570

ご相談内容により、要介護認定等の申請が必要な場合があります。

基本チェックリスト実施

25個の質問項目からなる「基本チェックリスト」で日常生活に必要な機能が低下していないかを調べます。
機能低下していると判定された場合、総合事業対象者となります。



該当

非該当

一般介護予防事業をご利用できます。

サービス利用開始

サービス事業者と契約を結び、サービスの利用を開始します。



介護予防ケアマネジメント（ケアプランの作成等）、自立支援会議

地域包括支援センターと契約を結び、利用者と面談、相談しながら、利用者の状況に合ったサービス等をご紹介します、介護予防ケアプランを作成します。
また、作業療法士、管理栄養士等の専門職が利用者の自立を支援するため、ケアマネジャーが作成した介護予防ケアプランについて話し合う自立支援会議も行われます。



被保険者証交付

市より、事業対象者として被保険者証を交付（郵送）します。



要介護状態区分等	事業対象者
認定年月日 (事業対象者の場合は、基本チェックリスト実施日)	平成〇〇年〇月〇
認定の有効期間	

市へ書類の提出

チェックリスト、介護予防ケアマネジメント依頼届出書、被保険者証を市へ提出します。



介護予防ケアマネジメント依頼

「介護予防ケアマネジメント依頼届出書」を記入していただき、サービスを利用するための介護予防ケアプランを地域包括支援センターに依頼します。

